限定承認公告

本籍福岡県豊前市大字八屋一四七九番地、最後の住所大分県中津市中殿町三丁目二九番地
八　梶原病院　被相続人　亡　岡山　照子

右被相続人は平成二十八年十月六日死亡し、その包括受遺者は平成二十九年六月八日大分家庭裁判所中津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十五日

福岡市南区長丘二丁目一三番一三―七〇九
限定承認者　三原　**隆**

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年五月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　平成二十九年五月二十六日
掲載頁　二頁

(乙)　掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　平成二十九年五月二十六日
掲載頁　二頁

また、乙の株券を所有する方は、効力発生日の平成二十九年八月一日迄に乙にご提出下さい。

平成二十九年六月十五日

群馬県前橋市光が丘町一六番地一一
(甲)　ワタビキミート株式会社
代表取締役　綿引　貴

群馬県北群馬郡吉岡町大久保二六七番地一
(乙)　群馬グローバル株式会社
代表取締役　綿引真之介

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年七月十八日をもって投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法につきましては、結了が必要な顧客取引はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年六月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド
日本における代表者　丸井　英樹

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年五月二十三日開催の通常総会において、出資一口の金額を二万円から五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年六月十五日

秋田県秋田市山王四丁目三番一〇号
秋田県建設事業協同組合連合会
会長　村岡　淑郎

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年五月十三日開催の通常総会において、出資一口の金額を一千円から五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月十五日

大阪府堺市堺区材木町西一丁一番三〇号
堺伝統産業会館内　堺刃物工業協同組合
代表理事　馬場　修三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千六百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十八年十月十八日付官報の号外第二三〇号六十一頁に掲載されています。

平成二十九年六月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
ブルーオーシャン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億二千七百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年三月二十八日付官報（号外第六十三号）一一五頁に掲載されています。

平成二十九年六月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
ＬＡＶジャパン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十九年四月二十五日（号外第九十号）掲載の平成二十八年度決算公告（枠組）中、うち当期純利益「(429,678)」とあるは「(398,658)」の変更につき訂正します。

平成二十九年六月十五日

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビル
アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド
日本における代表者
アンドリュー・ジェイ・コンラッド

取消公告

平成二十九年六月一日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

平成二十九年六月十五日

大阪市生野区勝山北一丁目四番二一号
日本電子工業株式会社
代表取締役　山之口良子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）目次欄中（原稿誤り）				
二〇二	上	一四～一三	改正する規則	改正する省令
〃	〃	一一	規則	省令
二一〇	下	一〇	規則	省令
〃	〃	一四	充てん	充塡
三四（終りから一一）				
同日（同号外）公布経済産業省令第三十三号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則）（原稿誤り）				
二〇一	上	終りから九～ねじ又	五一三	五一四ページ上段改正後欄八行目の次に次のように加える。
〃	〃	〃	〃	（警報器を設置しなくてもよい燃焼器）
〃	下	〃二〇～四	ねじ又	ねじ若しくは
第十二条　規則第四十四条第一号カの告示で定める燃焼器は、次の各号に掲げるものとする。（原稿誤り）				
二〇一	上	終りから二一～二〇	徳島県徳島市八万町上福万172番地の4　ハイツ福寿園Ⅱ　15号	徳島県徳島市八万町上福万172番地の97　ハイツ福寿園Ⅱ　15号
〃	下	終りから七～六	徳島県徳島市八万町上福万172番地の4　ハイツ福寿園Ⅱ　15号	徳島県徳島市八万町上福万172番地の97　ハイツ福寿園Ⅱ　15号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　六月十五日付第一二七号
三月九日付衆会第九号二四
二八ページ●同日付政府調達第一一二号四〇ページ●
ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）